

令和 5 年度篠栗町社会福祉協議会の苦情結果の公表について

社会福祉法第 8 2 条の規定により、篠栗町社会福祉協議会では、利用者からの苦情に対応する体制を整えています。

個人情報に関するものを除き、ホームページにおいて公表します。

苦情に関する状況

	社会福祉協議会	第三者委員
発生	なし	なし
申出	なし	なし
解決	なし	なし

令和 6 年 3 月 3 1 日現在